

平 3 0 福 監 第 1 2 6 号  
平成 3 0 年 5 月 2 日

各社会福祉法人 代表者 各位

秋田市福祉保健部監査指導室長  
(公印省略)

社会福祉法人の定款変更の認可・届出および基本財産の担保提供  
認可申請にかかわる添付書類について (通知)

昨年の社会福祉法の改正により、国から新たな社会福祉法人指導監査要綱が示されたところですが、これを基にしたガイドラインによりますと、「評議員会の開催が理事会の決議により定められていない場合や招集手続に不備等があった場合」については、文書指摘としています。

定款の変更は、評議員会の決議によることから、定款変更の際の市への議事録関係の添付書類を、お手数ですが、本市では下表のように変更致しますので、ご留意ください。

また、定款変更や基本財産担保提供に関する添付書類については、国等からの通知は具体的には示されておりませんが、社会福祉法改正後の他の地方公共団体からの情報を勘案し、別紙のように見直ししております。今後、新たな変更等があった際は、再度お知らせ致します。

なお、軽微な定款変更については、事前の当室との協議は不要ですが、新規事業の開始や基本財産の担保提供など「認可」が伴う案件については、事前の協議をお願い致します。

変 更 後	変 更 前
1 定款変更を決議する評議員会の開催（日時、会場、議案等）を決定した理事会の議事録 2 その評議員会の招集通知（日時、会場、議案、議案の概要） 3 定款変更を決議した評議員会の議事録	1 定款変更を決議した評議員会の議事録 2 定款変更を決議した理事会の議事録

【担当】

秋田市福祉保健部監査指導室